

## 公害紛争処理制度に関する懇談会（第3回）議事要旨

1. 日 時：平成26年11月19日（水） 13:00～15:00
2. 場 所：公害等調整委員会 委員会室
3. 出席者：（構成員）  
北村喜宣座長、磯野弥生座長代理、太田匡彦構成員、小島延夫構成員、  
中下裕子構成員、大和陽一郎構成員  
（公害等調整委員会）  
柴山秀雄委員、駒形健一事務局長、飯島信也事務局次長、  
河合暁事務局総務課長、加藤悠介事務局総務課課長補佐

### 4. 議事概要

#### （1）開会

#### （2）自治体の管轄の在り方について

資料1～3に基づき事務局から説明を行った後、意見交換を行った。  
主な意見は以下のとおり。

#### ○ 都道府県が裁定事務を行うことについて

- ・ 調停の申請人は公害審査会が調査をして一定の判断を示すことを期待しているのだとすれば、原因裁定と調停のハイブリッド型の制度を都道府県につくることも考えられるのではないか。
- ・ 管轄の分け方について、都道府県が調査費用を持てるのかという考え方の他に、実体法上受忍限度の判断に地域差が生じるような紛争を住民に身近な機関が短期間で解決するという考え方もあり、基本方針によって管轄の分け方の判断が変わってくる。
- ・ 管轄の切り分けの際に訴額を基準にする考え方について、民事訴訟における基準と同様に考えることができるか。申請者があえて国の管轄とするために訴額を増やすこともあり得るのではないか。
- ・ 訴額で管轄を分けることについては、もし地方でできるのであれば地方でやりたいと思う申請者も多いのではないか。また、管轄については都道府県の予算や調査能力の観点から考えるのがよいのではないか。
- ・ 利用者ができるだけ選択可能な制度設計が理想であろう。都道府県では制度の幅を広く設けておき、事案によって公害等調整委員会に移送しやすくする制度が望ましいのではないか。
- ・ 都道府県に裁定権限を移譲する際には、いかにすれば都道府県公害審査会等が

自身の地域で公害紛争を解決したがるかを考慮し、この点を制度でどのように担保するかが重要ではないか。当事者の選択の余地ということでは、当事者が都道府県での解決を望んでいても強制的に国に移送させることもあり得ることも考慮しなければならない。

- ・ 手挙げ方式を採用するにしても、典型7公害を全て扱うことができる都道府県と、限定して扱うことができる都道府県という選択の余地も残すべきではないか。
- ・ 公害の概念について、都道府県ごとにばらつきが生じてしまうことも懸念されるのではないか。一方で、公害として取り扱うかどうかという境界領域については、国に移送することにより対処することもできるのではないか。
- ・ これまでの蓄積があり公害として明らかに当てはまる事案のみを都道府県の管轄にするという方法もあるのではないか。
- ・ 近接した当事者同士における公害紛争等であれば、都道府県でも扱うことができるのではないか。
- ・ 都道府県で扱うことのできる裁定事件を、例えば騒音と振動に限定して、間口を狭めると、制度発足以来、調停が数件しか係属していない都道府県も存在し、そのようなところではニーズがそれほどなく、せっかく法曹資格者等のスタッフをそろえて体制を整えても、開店休業のような状態になってしまっていて、裁定手続を導入する意味がなくなってしまうのではないか。このため、例えば騒音と振動に限定するのであれば、これまで係属した調停事件が多い都道府県を中心に手挙げ方式を採用して行う方が合理的ではないか。
- ・ 公害紛争の中でも近隣紛争という軸で管轄を切り分ける際には、訴額の他に、当事者の人数を基準にすることも考えられるのではないか。
- ・ 管轄の切り分けに際して当事者の人数を基準にしたとしても、たとえば申請は行わなかった潜在的な被害者が存在する場合等もあるのではないか。そのため、事案の性質で切り分けを考えた方がよいのではないか。

#### ○ 市町村が調停事務を行うことについて

- ・ 条例により独自の紛争処理制度を設置している市が存在するが、このような制度は是非拡大してほしい。また、今後、このような制度の実態を調査することも必要であろう。
- ・ 事務処理特例制度で市町村に調停事務を移譲する場合は、審査会等を置かなければならないという規定を準用した市町村条例を備えてもらう必要があるのではないか。
- ・ 全ての市町村が調停を実施することは困難であり、手挙げ方式の基準をどう設定するかが問題ではないか。
- ・ 地方公共団体における調査能力を考慮すると、保健所の有無も重要な要素だと

考えられるので、中核市まで対象となり得るのではないか。

- ・ 事務処理特例条例に関して、通常は権限を移譲する側の事務がなくなるが、理論的には並行権限を与えるという方法も考えられるのではないか。
- ・ 一般廃棄物等、市町村に権限がある事件の場合、調停の中立性に疑問を抱かれないような手当が必要ではないか。

(3) 地方自治体からのヒアリングについて

資料4に基づき、事務局から説明を行った。

(4) 次回の開催日程について

次回の開催スケジュールについて、事務局から説明を行った。

(5) 閉会

以上